

広島国際会議場カフェ運営事業者募集に係る公募型プロポーザル手続開始の公示

令和4年10月28日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一實

1 目的

広島国際会議場内において、飲食サービスを提供し、施設及び平和記念公園の利便性と魅力を向上することを目的として、広島国際会議場の旧国際交流ラウンジの区画にカフェを出店する事業者（以下「事業者」という。）を募集する。

2 カフェの概要

(1) 所在地

広島市中区中島町1番5号（平和記念公園内）

(2) 設置場所

広島国際会議場1階旧国際交流ラウンジ区画

(3) 貸付面積

211.75㎡

(4) 契約方法

地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸し付けとする。

(5) 貸付期間

ア 貸付期間は5年間とする。

なお、この期間には、開設に伴う工事、開店準備、また閉店に伴う原状回復に要する期間も含むものとする。

イ 契約期間満了前であっても、市の都合により契約を解除することがある。契約解除する場合は、その6か月前までに書面により通知する。

ウ 契約期間満了前であっても、運営事業者の都合により契約を解除することができる。契約解除する場合は、その6か月前までに書面により、市に申し出なければならない。

(6) 営業日及び営業時間

ア 営業日

原則、広島国際会議場の開館日と同一とする。

※ 休館日（12月29日から翌年1月3日まで）のほか、施設のメンテナンス

等に伴い臨時的に休館する場合はそれに準ずる。

イ 営業時間

午前10時から午後5時までは必ず営業を行うこととし、その他は出店者の選択とするので、広島国際会議場の開館時間（午前9時から午後9時まで）の範囲内で提案すること。

※出店後に営業時間を見直すことも可能とするが、変更に当たっては、事前に本市の承認を得る必要がある。

ウ その他詳細は、「広島国際会議場カフェ運営事業者に係る条件等」による。

(7) 貸付料

応募者提案額を貸付料とする。

下限額：年額9,762,442円

※下限額は、行政財産の貸付料相当額である。

(8) 契約保証金

契約保証金は貸付料年額の100分の10以上とする。

ただし、契約の相手方が履行保証保険契約を締結した場合、又は契約の相手方が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められるときは契約保証金を免除するものとする。

(9) その他の詳細は、広島国際会議場カフェ運営事業者募集要項（以下「募集要項」という。）による。

(10) 契約担当課

広島市役所市民局国際平和推進部国際化推進課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6-34

広島市役所本庁舎11階

電話：082-504-2106

FAX：082-249-6460

メールアドレス：kokusai@city.hiroshima.lg.jp

3 参加資格条件

以下の条件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年広島市規則第28号）第2条の規定に該当しないものであること。
- (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者、又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。

- (4) 飲食店の運営実績を3年以上有すること。
- (5) 令和4年4月1日時点で、過去3年間の営業販売に関して所管行政庁から食品衛生法又は各都道府県が定める条例の規定に基づき、営業許可の取消、営業の禁止又は営業の停止の行政処分を受けていないこと。

4 応募関係書類の入手方法

広島市ホームページの総合トップページから「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「【公募型プロポーザル】広島国際会議場カフェ運営事業者募集」からダウンロードすること。

5 応募申込書の提出

- (1) 提出期間
公示日から令和4年11月9日（水）まで
- (2) 提出場所
前記2(10)の契約担当課
- (3) 提出方法
応募申込書一式を持参又は、郵送により提出すること。
ア 持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日を除く）
イ 郵送の場合は、書留・簡易書留及び配達記録郵便に限る。提出期限までに必着のこと。

6 質疑及びその回答

- (1) 受付期間
公示日から令和4年11月18日（金）まで
- (2) 提出場所
前記2(10)の契約担当課
- (3) 提出方法
所定の様式により、電子メール又は持参により提出すること。
- (4) 回答方法
広島市ホームページの総合トップページから「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「【公募型プロポーザル】広島国際会議場カフェ運営事業者募集」に掲載する。

7 説明会（現地確認）

現地説明会を令和4年11月16日（水）に実施する。なお、開始時間は、市から改めて応募者へ連絡する。

8 企画提案書の提出

(1) 提出期間

公示日から令和4年12月9日（金）まで

(2) 提出場所

前記2(10)の契約担当課

(3) 提出方法

企画提案書一式を持参又は、郵送により提出すること。

ア 持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日を除く）

イ 郵送の場合は、書留・簡易書留及び配達記録郵便に限る。提出期限までに必着のこと。

9 審査及び事業者選定

(1) 審査体制

広島国際会議場カフェ運営事業者プロポーザル審査委員会で審査を行い、最優秀提案者及び次順位提案者を選定する。

(2) 審査方法

募集要項による。

10 審査結果

(1) 審査結果の通知

審査結果は審査後速やかに、応募者全員に書面により通知する。

(2) 審査結果の公表

審査結果の通知後速やかに、企画提案者全員の商号又は名称、評価結果及び最優秀提案者について、広島市ホームページで公表する。

11 応募者の失格

(1) 募集期間内に必要な書類を全て提出しなかった場合

(2) 応募に必要な資格を有しない者が応募した場合

(3) その他、詳細は募集要項による。

12 その他

(1) 提出書類で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。また、計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第15号）に定めるものとする。

(2) その他、詳細は募集要項による。